14　一の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一四条関係）
15　一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）
16　第三条の義務が適用されない締約国の措置について定める。（第一六条関係）
17　締約国間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）
18　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置をとることができる旨定める。（第一八条関係）
19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第一三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一九条関係）
20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第二〇条関係）
21　第一一条の規定は、租税に係る課税措置について適用すること等について定める。（第二一条関係）
22　一の締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二二条関係）
23　各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第二三条関係）
24　合同委員会の設置等について定める。（第二四条関係）
25　この協定の規定は、締約国間の投資に関する既存の二国間協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない旨定める。（第二五条関係）
26　この協定の発効要件等について定める。（第二七条関係）
27　議定書
(一)　協定第四条1の規定は、土地の取得に関する事項には適用しない旨定める。
(二)　協定第一一条1の解釈基準について定める。

法律

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十四号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

（地方公務員法の一部改正）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「職階制（第二十三条）」を「人事評価（第二十三条―第二十三条の四）」に、「第六節　服務（第三十条―第三十八条）」を「第六節　服務（第三十条―第三十八条の二）　第六節の二　退職管理（第三十八条の二―第三十八条の七）」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、「第六十二条」を「第六十五条」に改める。

第一条中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に「、退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定」を削る。

第六条第一項中「職員の任命」の下に「、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」を加える。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第八条第一項第二号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第九条第二項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九条の二第三項中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。

第十五条中「勤務成績」を「人事評価」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第十五条の二　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　採用　職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二　昇任　職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三　降任　職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四　転任　職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五　標準職務遂行能力　職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2　前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3　地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。